

# 飲酒操船防止規程

## 目 次

- 第1章 目的
- 第2章 アルコール検知の取扱要領
- 第3章 アルコール基準への対応
- 第4章 アルコール検知器の管理

2020年4月1日

株式会社横浜八景島

## 第1章 目的

### 【目的】

第1条 この規程は、安全管理規程に基づき、横浜・八景島シーパラダイス、島廻り航路およびうみファーム係留船、小型船舶（プレジャーボート・ジェットסקי）の安全運航の確立、事故（通勤途上も含む）の防止、接客サービスの向上、自己管理等観点から酒気帯び勤務を防止し、その徹底を図ることを目的とする。

## 第2条 アルコール検知の取扱要領

### 【検査対象者】

第2条 検査対象者は以下のメンバーを基本対象者とし、また船舶業務に関わる全ての要員も対象とする。

- ①船長
- ②船舶乗組員
- ③陸務要員(うみファーム除く)
- ④運航管理要員

### 【検査方法】

第3条 運航管理者は、以下の方法を用いて検査をするよう指示する。

- ①アルコール検知器により検査をおこなう。
- ②安全統括管理者又は運航管理者、運航管理補助者立会いのもと始業前検査を実施する。
- ③基準に該当する数値を検知した場合、立会者は速やかに船舶担当支配人及び所属長に連絡する。

### 【飲酒に関する厳禁事項】

第4条 勤務時間内における飲酒に関する厳禁事項(陸上運航管理要員及び乗組員)

- ①会社施設及び事業所(船内、事務所、乗組員控室等)での飲酒を禁止する。
- ②社服、制服等(作業服も含む)での飲酒目的の酒類購入を禁止する。
- ③勤務に支障を及ぼすおそれのあるような飲酒を禁止する。  
勤務時間前8時間は飲酒を禁止する。(自動車等運転の者は運転前8時間)  
尚、飲酒後8時間を経過すればアルコール血液濃度が必ず平常値に戻るということではなく、個人差があることを各自が認識する。

### 【厳正な点呼の実施】

第5条 乗組員に対する厳正な点呼の実施

- ①出航前の点呼は対面による点呼を確実に実施して飲酒の有無を確認する。

- ②勤務前の「飲酒の有無・量・飲酒後の経過時間・睡眠状況・体調等」を乗組員より自発的に報告させる。
- ③アルコールチェッカーを用いてアルコール血液濃度を測定し判定する。
- ④呼気1リットル中におけるアルコール濃度0.15mg以上の判定数値が出たものは、再度30分後に測定し、再規程の判定数値がアルコール濃度0.15mg以上出たものは、乗船禁止とし速やかに運航管理者・船舶担当支配人又は所属長に報告する。
- 尚、当該乗組員は、人命を預かる旅客船の乗組員としてあるまじき事であり、処分の対象とする。

### 第3章 検査基準への対応

#### 【検査基準への対応】

第6条 アルコール検知器により判定数値が0.15mg/L以上の数値が表示され、再度30分後に測定し判定数値が0.15mg/L以上の数値を表示した場合

- ①当日の対応
- 運航管理者又は船舶担当支配人(不在の場合、プレジヤーランド支配人)が顛末を聴取し下記により対応する。
- ・ 当日の就労禁止(有給休暇又は欠勤扱い)
  - ・ 0.15mg/L未満になるまで自動車の運転禁止
- ②処分
- ・ 船舶担当支配人より厳重注意
  - ・ 始末書の提出
  - ・ 総支配人へ報告

第7条 アルコール検知器により判定数値が0.15mg/L未満の数値が表示された場合

- ① 当日の対応
- ・ 日勤勤務(船長・機関長としては乗船させない)
  - ・ 接客業務はさせない。
  - ・ 判定数値が0.00mg/Lに戻れば通常勤務
- ② 処分
- ・ なし

第8条 アルコール検知器により判定数値が0.15mg/L以上の数値が表示され、再度30分後に測定し判定数値が0.15mg/L以上の数値を表示し、就労禁止が2回目以降の場合

### ①当日の対応

運航管理者又は船舶担当支配人(不在の場合、プレジヤーランド支配人)が顛末を聴取し、下記により対応する。

- ・ 当日の就労禁止(有給休暇又は欠勤扱い)
- ・ 0.15 mg/L未満になるまで自動車の運転禁止

### ②処分

- ・ 処分については、安全推進委員会等の判断に委ねる。

**第9条** 直近の処分より1年間の間に処分の対象にならない場合には、前歴をクリアするものとする。

**第10条** 検査記録は、6ヶ月間保存する。この場合には記録簿に立会者氏名を記入する。

### 【飲酒状況等に係る実態の把握】

**第11条** 運航管理者による飲酒状況等に関わる実態の把握

- ① 個別面談、調査表等により個々の乗組員の飲酒実態を把握する。
- ② 健康診断結果による肝機能の状況等参考とし、必要ならば生活改善指導を行う。
- ③ アルコール依存とみられる乗組員に対して生活改善指導を行う。
- ④ 勤務時間外の飲酒について、家族への協力要請を積極的に行う。

## 第4章 アルコール検知の管理

### 【アルコール検知器の管理】

**第12条** アルコール検知器は運航管理者が管理し、機器に不具合を生じた時は速やかに船舶担当支配人へ連絡する。

**第13条** 定期検査は機器の取扱い説明書に従う。

## 付 則

この規程は、2020年4月1より実施する。